

平成 23 年 11 月 30 日

一般会計・各種特別会計決算審査特別委員長報告

委員長 宇田川好秀

(以下 12 月議会におけるの発言)

～先ほど議長から報告がございましたとおり、委員長に不肖私が、副委員長に芝崎正太委員がそれぞれ互選されておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、去る 9 月定例会において当委員会に審査を付託され、閉会中の継続審査となっております議案第 214 号「平成 22 年度川口市一般会計及び各種特別会計決算認定について」、10 月 17 日から 21 日の 5 日間にわたり、慎重に審査いたしましたので、以下、その審査概要と結果についてご報告申し上げます。

最初に、審査の方法については、各常任委員会の所管事項別に審査を行い、一般会計は質疑のみとし、最終日の歳入審査終了後に討論、採決を行いました。

また、一般会計歳入のうち、第 12 款「分担金及び負担金」ないし第 15 款「県支出金」まで及び第 21 款「市債」については、一般会計歳出審査の際、関係する歳入にあわせて審査を行いました。

さらに、特別会計については、各会計ごとに質疑、討論、採決を行なったところであります。

なお、建設工事全般及び土木建築などの建設工事にかかわる指名回数、契約件数、契約金額の上位 20 社と、建設事業予算において箇所付けされた事業のうち、未執行の箇所とその理由についての資料及び平成 22 年度決算に係る財務書類が提出されておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、総務常任委員会にかかわる決算についてご報告申し上げます。

初めに、第 1 款「議会費」を議題といたしましたところ、各業務委託の内容について等、質疑応答の後、「議会費」に対する質疑を終了いたしました。

次に、第 2 款「総務費」を議題といたしましたところ、まず、一般管理費にかかわり、東日本大震災の被災地への義援金送金時期について問われ、これに対して、被災地 4 県の東京事務所に対し、それぞれ 4 月 7 日に目録を持参し、4 月 11 日に送金したとのこと。

これに関連して、過去の義援金の送金実績及び今回、義援金を送ることに決

めた経緯について問われ、これに対して、過去には阪神淡路大震災の際に200万円、中越地震の際に100万円を送金している。今回の震災はさらに被害が甚大であることに鑑み、市民の心を一日でも早く届けることが大事であるとの考えから早急に予算化し送金を決定したとのこと。

また、災害対策費にかかわり、東日本大震災の被災者支援に要した経費の内訳について問われ、これに対して、まず、西スポーツセンターにおいて避難者を受け入れるため避難所を開設し、ここで避難者に配布するための毛布やアルファ米、弁当等の購入代金やストーブの借りに係るレンタル代、使用した毛布のクリーニング代のほか、避難所対応にあたった職員43人分の宿日直手当等であるとのこと。

これに関連して、本市の負担割合について問われ、これに対して、災害救助法適用項目に係る部分に関しては全額、国に負担を求めることにより、市の持ち出し分はほとんど生じないとのこと。

また、情報化推進費にかかわり、電子自治体構築システム開発事業の受託業者の選定方法について問われ、これに対して、LCC（総合価格評価方式）により受託業者を決定しており、システム導入にかかる初期費用のほか、5年間のランニングコストとして保守・運用委託料も含めた金額で最低価格を示した事業者と契約しているとのこと。

さらに、賦課徴収費にかかわり、徴収嘱託員の人数、報酬額及び徴収実績について問われ、これに対して、現在13名体制で行なっており、報酬については、基本報酬を月額5万6,000円とし、さらに歩合制として、現年度分は徴収額の3パーセント、滞納繰越分は徴収額の5パーセントとなっている。また、平成22年度の徴収金額は、現年度分として7,665万円、滞納繰越分として3億1,518万円、合計約3億9,184万円であるとのことでありました。

このほか、一般管理費にかかわり、同和対策事業の内容について、戸籍住民基本台帳費にかかわり、市自衛隊父兄会の活動内容について、選挙管理委員会費にかかわり、システム開発・保守委託料の内容について等、質疑応答の後、総務費に対する質疑を終了いたしました。

次に、歳出の部、第11款「公債費」ないし第13款「予備費」を議題といたしましたところ、平成22年度で償還が終了した市債について、質疑応答の後、「公債費」ないし「予備費」に対する質疑を終了いたしました。

続いて、第2款「総務費」に係る歳入を議題といたしましたところ、総務手数料にかかわり、情報公開手数料の内訳について、総合文化センター使用料にかかわり収入未済額の内容について等、質疑応答の後、総務費に係る歳入に対する質疑を終了いたしました。

次に、第9款「消防費」を議題といたしましたところ、まず、常備消防費にかかわり、はしご車のオーバーホールの理由について問われ、これに対して、初期のはしご車の機能及び安全性を維持するため、運用開始から概ね7年目に各主要構造部分を分解整備するものであるとのこと。

また、消防施設費にかかわり、新たに設置した耐震性貯水槽の容量及び機能について問われ、これに対して、容量は60立方メートルであり、これは消防水利の基準となる取水可能水量毎分1,000リットル以上かつ連続40分以上の給水能力又は常時貯水量40立方メートル以上を満たすものである。このため、消防活動のための水利施設であるとともに、災害時の生活用水の水源機能も有しているとのこと。

これに関連して、貯水槽の水の飲用の可否について問われ、これに対して、市の防災担当課で備蓄している濾過浄水器を使用し、さらに臭気を除去するための炭酸ガスを注入することによって飲料水とすることが可能であるとのことでありました。

このほか、非常備消防費にかかわり、消防団員の報酬について等、質疑応答の後、「消防費」に対する質疑を終了いたしました。

続いて、第9款「消防費」に係る歳入を議題といたしましたところ、理事者の説明の後、質疑なく、審査を終了いたしました。

次に、「川口駅西口地下公共駐車場事業」及び「川口駅東口地下公共駐車場事業」の両特別会計決算を一括議題といたしましたところ、まず、両駐車場における回転率の推移について問われ、これに対して、川口駅西口地下公共駐車場は、平成22年度0.92台、21年度0.96台、20年度0.96台である。

また、川口駅東口地下公共駐車場は、平成22年度2.23台、21年度2.19台、20年度2.08台であるとのこと。

これに関連して、駐車1区画あたりの1日の平均駐車時間である修正回転率について問われ、これに対して、川口駅西口地下公共駐車場は3.79時間、川口駅東口地下公共駐車場は7.07時間であるとのこと。

さらに、公債費にかかわり、両駐車場の償還総額及び償還期限について問われ、これに対して、川口駅西口地下公共駐車場は、元利合計約28億1,700万円であり、平成22年度に償還が終了している。

また、川口駅東口地下公共駐車場は、平成22年度末までに、元利合計約3億8,200万円を償還しており、償還期限である平成37年度までに、元利合計約21億円を償還する予定であるとのことでありました。

このほか、駐車場総合管理委託料の不用額の理由について等、質疑応答の後、討論へと移行し、市としても運営に努力されていることは承知しているが、両

駐車場の公債費は元利合計で約50億円にのぼることから、今後も市民の利益を第一に考え、更なる経営努力をされるよう要望し、賛成するとの意見が述べられたる後、一括採決の結果、両特別会計決算は起立者全員で認定することに決しました。

次に、「交通災害共済事業」及び「学童等災害共済事業」の両特別会計決算を一括議題といたしましたところ、まず、両災害共済事業の積立金の基金残高について問われ、これに対して、平成22年度末において、「交通災害共済事業」については、1億1,012万円、「学童等災害共済事業」については8,580万円であるとのことでありました。

このほか、両災害共済事業の内容充実への取り組みについて、市民に対する制度のPR方法について、質疑応答の後、討論へと移行し、会費を低く抑え、見舞金の額を厚くする試みは大変評価するので、制度の充実と市民に対して制度のPRを十分行うよう要望し、賛成するとの意見が述べられたる後、一括採決の結果、両特別会計決算は起立者全員で認定することに決しました。

次に、福祉環境常任委員会にかかわる決算についてご報告を申し上げます。

初めに、第3款「民生費」及び第4款「衛生費」第1項「保健衛生費」を議題といたしましたところ、まず、知的障害者福祉費にかかわり、障害児通所施設利用料等補助金の内容及び対象者数について問われ、これに対して、児童福祉法に基づく障害児通所施設の利用者に対し、1割負担である施設利用額の2分の1額及び食事負担額の人件費相当分を助成する本市独自の補助金であり、対象者数は28人であるとのこと。

また、保育所費にかかわり、保育所及び家庭保育室の平成18年度及び22年度の入所定員について問われ、これに対して、公設公営保育所は18年度3,160人、22年度2,900人、公設民営保育所は18年度820人、22年度1,100人、民間保育所は18年度855人、22年度1,281人、家庭保育室は18年度406人、22年度は536人であるとのこと。

これに関連して、公設公営保育所の増設の検討状況について問われ、これに対して、公設公営保育所は、平成16年度からを計画期間とする第1次保育所民営化計画に基づき民営化を進めているところであり、これにより、公設公営保育所の定員は減少しているが、公設民営保育所の定員は増加している。公設公営保育所の増設については、保育需要等を勘案しながら、今後も検討して参りたいとのこと。

さらに、生活保護総務費にかかわり、生活保護世帯数の推移について問われ、これに対して、各年度の月平均による被保護世帯数は、平成20年度は4,558世帯、21年度は5,340世帯、22年度は6,422世帯であるとのこと。

こと。

これに関連して、被保護世帯数の増加に伴う職員体制の改善策について問われ、これに対して、毎年度ケースワーカーの増員を図っており、平成22年度は3名増員したが、被保護世帯の増加が著しく、23年度は16名を増員、さらに、22年度から窓口での初期相談にあたる面接相談員を新たに2名配置したほか、23年度から就労支援員を1名増員し、2名体制として対応しているとのこと。

また、保健衛生総務費にかかわり、流用して実施した視察の内容について問われ、これに対して、火葬施設の建設手法、資金の調達、運営管理について、独自の手法で建設を進めている盛岡市を視察したもので、その内容は、市が資金を出資し、企業グループが設計から建設を行い、その企業グループと特定目的会社が契約し管理運営を行う「デザインビルドオペレーション方式」という、公設民営型の一つの事例であるとのことでありました。

このほか、社会福祉総務費にかかわり、民生・児童委員活動費等交付金の内容について、老人福祉費にかかわり、テレナース・認知症相談業務の周知方法について、母子福祉費にかかわり、父子家庭の児童扶養手当申請件数について等、質疑応答の後、「民生費」及び「衛生費」第1項「保健衛生費」に対する質疑を終了いたしました。

次に、第3款「民生費」及び第4款「衛生費」第1項「保健衛生費」に係る歳入を議題といたしましたところ、民生使用料にかかわり、知的障害児通園施設使用料及び児童デイサービス施設使用料の収入未済額について、民生費国庫負担金にかかわり、子ども手当負担金の歳出との差額について等、質疑応答の後、「民生費」及び「衛生費」第1項「保健衛生費」に係る歳入に対する質疑を終了いたしました。

次に、「老人保健事業特別会計決算」を議題といたしましたところ、理事者の説明の後、質疑なく、採決の結果、本決算は起立者全員で認定することに決しました。

次に、「後期高齢者医療事業特別会計決算」を議題といたしましたところ、まず、人間ドック等各種検診の自己負担額及び受診率について問われ、これに対して、健康診査は自己負担額が500円で、受診率は15.74パーセント、人間ドックは3,150円で6.26パーセント、歯科ドックは1,050円で2.47パーセントであるとのこと。

また、人材派遣手数料の内容について問われ、これに対して、健康診査受診

券の送付のための封入封かん業務等を、一日当たり6時間で12日間、5名の人材派遣で行なったものであるとのことであります。

このほか、検診の自己負担額の見直しについて、保険料の不納欠損処分の件数について等、質疑応答の後、討論へと移行し、人間ドックをはじめとする検診事業については、利用者負担の軽減に努めていただきたい。また、保険料の軽減措置、制度の見直しはもとより、後期高齢者医療制度自体の廃止に向け、国や県に働きかけていただくことを要望し、賛成するとの意見が述べられたる後、採決の結果、本決算は起立者全員で認定することに決しました。

次に、「国民健康保険事業特別会計決算」を議題といたしましたところ、まず、現年課税分の保険税収納率の推移について問われ、これに対して、平成20年度が79.52パーセント、21年度が79.59パーセント、22年度が79.62パーセントであるとのこと。

また、保険税の減免の状況について問われ、これに対して、59件の申請があり、18件を承認し、減免の額は約112万円であるとのことでありました。

このほか、時間外勤務の状況について、債権差押の方法について等、質疑応答の後、討論へと移行し、国民健康保険税については、軽減制度や減免規定が設けられているものの、市民の所得が向上しない中で、保険税が値上げされ、市民負担は依然として厳しい状態が続いている。当該事業は、もともと社会保障としての医療制度であり、保険税の徴収に偏ることなく、市民の誰もが安心して医療を受けることができる事業運営に努めていただくことを強く要望し、賛成するとの意見が述べられたる後、採決の結果、本決算は起立者全員で認定することに決しました。

次に、「介護保険事業特別会計決算」を議題といたしましたところ、まず、普通徴収保険料の収納率について問われ、これに対して、79.1パーセントであるとのこと。

また、紙おむつ支給事業委託の内容について問われ、これに対して、利用者の自宅まで紙おむつを配送する事業で、利用者の負担額は1,300円、市の負担額は2,450円であるとのこと。

これに関連して、委託業者の選定方法及び業者名について問われ、これに対して、8社による指名競争入札を行い、落札した株式会社日本ケアシステムと委託契約を結んだとのことでありました。

このほか、地域包括支援センターへの委託料について、給付制限をしている対象者数について等、質疑応答の後、討論へと移行し、普通徴収している保険料の収納率が低いことが懸念されるなどの問題があることから、保険料の在り

方について検討していただきたい。介護・支援については、利用者や家族等の立場に立った真の介護事業を実施されるよう、関係部局とも連携を図り、市独自政策について検討していただくことを要望し、賛成するとの意見が述べられたる後、採決の結果、本決算は起立者全員で認定することに決しました。

次に、第4款「衛生費」第2項「清掃費」及び第3項「環境保全費」を議題といたしましたところ、まず、収集業務費にかかわり、ふれあい収集の実績について問われ、これに対して、平成22年6月に開始し、実施件数は184件、延べ収集回数は4,739回、収集総重量は3万1,200キログラムであるとのこと。

また、環境センター費にかかわり、流用して実施した工事請負費の内容について問われ、これに対して、朝日環境センターにおいて、2基あるごみクレーンが8月、10月に相次いで機器の破損により運転できなくなり、修理に時間を要すことから、急きよ、他自治体から予備の機器を借り、仮設置して運転を行いながら、修理を実施したものであるとのことでありました。

このほか、ごみ処分委託の最終処分場について、リサイクル処理費にかかわり、資源物等選別事業の委託先について、環境保全総務費にかかわり、地球高温化対策活動支援金の申請件数について等、質疑応答の後、「衛生費」第2項「清掃費」及び第3項「環境保全費」に対する質疑を終了いたしました。

次に、第4款「衛生費」第2項「清掃費」及び第3項「環境保全費」に係る歳入を議題といたしましたところ、環境衛生手数料にかかわり、環境センターへのごみの自己搬入量について等、質疑応答の後、「衛生費」第2項「清掃費」及び第3項「環境保全費」に係る歳入に対する質疑を終了いたしました。

次に、「看護学校事業特別会計決算」を議題といたしましたところ、医療センターへの就職者数について、奨学金貸付事業の貸付金の返還について等、質疑応答の後、討論へと移行し、県南の救急医療を担う本市の医療センターにおいては、平成21年度から7対1看護を実施し、当看護学校の果たす役割がますます重要となっている。毎年、当校から多くの卒業生が医療センターに就職しているが、今後も、更に多くの卒業生が医療センターへ就職するよう努めていただくことを要望し、賛成するとの意見が述べられたる後、採決の結果、本決算は起立者全員で認定することに決しました。

次に、経済文教常任委員会にかかわる決算について、ご報告申し上げます。

はじめに、「小型自動車競走事業特別会計決算」を議題といたしましたところ、まず、従業員賃金の不用額の理由について問われ、これに対して、事業開催にあたっては、レース規模により入場者数に応じた7パターン of 従業員の配置をし、最小限の人員体制で対応することで経費の削減に努めたものであるとのこと。

さらに、JKA交付金還付金雑入における今後の見通しについて問われ、これに対して、還付金は23年度までの時限措置であるため、国及びJKAに対し、引き続き交付金軽減について要望していくとのことでありました。

このほか、施設整備費の内容について、テレビ放送委託料の内訳について等、質疑応答の後、討論へと移行し、JKA交付金の引き下げをさらに求めるよう要望する。公営競技は、不労所得を得るという問題があることから反対するとの意見。

また、全国的に公営競技の経営状態が厳しい中、一般会計へ5億円を繰り出ししていることは評価できる。今後も、売上げの向上に向け努力して頂くことを要望し、賛成するとの意見。

さらに、川口オートは全国のオートレース6場の中でもリーダー的な存在であることや本市の歴史の中でも特徴的なものである。市内経済における雇用対策としての位置づけもあることから、今後も発展することを期待し賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、本決算は起立者多数で認定することに決しました。

次に、第5款「労働費」を議題といたしましたところ、まず、新社会人育成補助事業の内容について問われ、これに対して、市内中小企業に就職した新社会人32社72人に対し、企業人としての心構えなどビジネスマナーを取得するためのパワーアップセミナー研修会を開催したものであるとのことでありました。

このほか、県生産性本部川口支部の事業内容について、求職支援及び相談事業の状況について等、質疑応答の後、「労働費」に対する質疑を終了いたしました。

次に、第6款「農業費」を議題といたしましたところ、まず、農業委員会費にかかわり、農業委員会会議の欠席者の状況について問われ、これに対して、病気等の理由で年間延べ31人が欠席しているとのこと。

また、農業構造改善事業費にかかわり、経営実態調査事業の内容について問われ、これに対して、市内の農業経営動態を把握し、農政対策の参考とするため家族の労働状況など6項目の調査をしたとのことでありました。

このほか、グリーンセンター費にかかわり、地質調査委託料の内容について、

農業総務費にかかわり、農業基本計画の主要項目の取り組み内容について等、質疑応答の後、「農業費」に対する質疑を終了いたしました。

次に、第7款「商工費」を議題といたしましたところ、まず、商工振興費にかかわり、観光誘客促進業務委託料の内容について問われ、これに対して、東京からの誘客を図ることを目的に市内旅行業者に委託し、上野駅を起点として川口市内の地域資源や見所を満喫するバスツアーを3回実施したとのことでありました。

このほか、資金融資損失補償金の件数及び最高額について、コミュニティ活動事業補助金の申請件数について等、質疑応答の後、「商工費」に対する質疑を終了いたしました。

次に、第6款「農業費」及び第7款「商工費」に係る歳入を議題といたしましたところ、理事者の説明の後、質疑なく審査を終了いたしました。

次に、第10款「教育費」を議題といたしましたところ、まず、教育総務費にかかわり、教育改革関連事業の内容について問われ、これに対して、市立高等学校在り方審議会を設置し、市立高等学校3校の今後のあり方について答申をしたほか、小中学校における統廃合についての協議、学校サポートプランの策定及び学校運営協議会の実施等であるとのこと。

また、教育指導費にかかわり、人材派遣手数料の内容について問われ、これに対して、国際理解教育促進事業における外国語指導助手に係る人材派遣手数料であり、小・中・高校に23人の外国語指導助手を配置したもので、年間1人あたり130日程度の勤務で、報償は1日1万9,950円であるとのこと。

さらに、教育研究所費にかかわり、不登校児童生徒適応支援事業の内容について問われ、これに対して、適応指導教室を開催するため、不登校生徒を芝園分室に集め、学校復帰の訓練を行うものであるとのこと。

これに関連して、平成22年度の成果について問われ、これに対して、小学生5人、中学生41人が通級し、小学生は全員が学校へ復帰し、中学生は、41人のうち15人が高等学校に進学し、11人は学校へ復帰したとのこと。

また、留守家庭児童対策費にかかわり、平成22年度の留守家庭児童保育室の入室状況について問われ、これに対して、利用児童数は、2,963名であり、平成21年度から希望する児童は、全員が入室しているとのこと。

さらに、社会教育総務費にかかわり、放課後子どもプラン事業の内容について問われ、これに対して、小学校5校、公民館2館等を利用し、希望する小学生を対象に月2回平日の15時から17時までの時間、地域の方々と委託業者

により、学習、文化活動及びボール遊びなどの運動を実施しているとのこと。

また、学校保健費にかかわり、学校給食食器改善事業の進捗状況について問われ、これに対して、平成22年度は、19校の食器を変更し、昨年度とあわせると71校中34校の食器を変更したとのこと。

これに関連して、食器を変更する今後の計画について問われ、これに対して、平成25年度末までにすべての学校の食器を変更する予定であるとのこと。

さらに、学校管理費にかかわり、耐震化の進捗率及び補強工事完了時期について問われ、これに対して、耐震化の進捗率は70.3パーセントであり、平成25年度までにすべての学校の耐震補強工事が完了するとのことでありました。

このほか、教育総務費にかかわり、留守家庭保育室等の非常勤職員について、文化財保護費にかかわり、赤山城跡保存整備事業の概要について、体育施設費にかかわり、清掃委託を行なっている施設について、教育指導費にかかわり、全国学力テストの実施状況について、教職員の病休の状況について等、質疑応答の後、「教育費」に対する質疑を終了しました。

次に、第10款「教育費」に係る歳入を議題といたしましたところ、教育費県補助金にかかわり、放課後子ども教室推進事業等補助金の補助率について等、質疑応答の後、「教育費」に係る歳入に対する質疑を終了いたしました。

次に、「奨学事業特別会計決算」を議題といたしましたところ、平成22年度における貸付金の入学一時金及び修学金の申請者数について問われ、これに対して、入学一時金が161名、修学金が168名であるとのことでありました。

このほか、修学金の不認定理由について等、質疑応答の後、討論へと移行し、経済的な理由により、子どもたちの夢が叶えられないことがないよう、今後も制度の充実を図ることを要望し、賛成するとの意見が述べられたる後、採決の結果、本決算は起立者全員で認定することに決しました。

次に、建設常任委員会にかかわる決算についてご報告申し上げます。

初めに、第8款「土木費」を議題といたしましたところ、まず、橋りょう新設改良費にかかわり、橋りょう点検の進捗状況について問われ、これに対して、国から平成25年度までに橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、公表するよう指導されていることから、15メートル以上の橋りょう48橋を対象に点検を進めている。22年度は14橋で点検を実施し、これまで36橋が終了しているが、23年度までにすべての点検を終了し、24年度に修繕計画を策定する

予定であるとのこと。

また、都市基盤河川改修事業にかかわり、芝川改修事業の実施設計委託料において繰越明許費が生じた理由について問われ、これに対して、当初予算額に相当する国庫補助金の内示が12月頃であったこと。また、当初計画していた用地買収の年度内実施が困難な状況となったことから、3月補正で予算の組み替えを行なったことにより、国庫補助金の対象となる事業の発注が年度末となり、繰越明許費としたものであるとのこと。

これに関連して、国庫補助金の内示が遅れた理由について問われ、これに対して、近年、国において景気回復を目的とした交付金が設けられているが、財源不足のため、補正予算で対応する状況となっていることから、内示の時期が遅れていると考えているとのこと。

さらに、都市計画公園事業費にかかわり、仮称赤山歴史自然公園等調査委託の内容について問われ、これに対して、公園予定地として管理が移管された旧廃棄物処分場用地の活用に向け、21年度に周辺地域を含めた調査を実施したところであり、22年度は、その調査結果を踏まえ、(仮称)赤山歴史自然公園等の計画のあり方を整理したほか、(仮称)赤山歴史自然公園等検討委員会における資料等の作成を行なったものであるとのこと。

また、建築審査費にかかわり、既存建築物耐震診断補助金及び耐震改修補助金の申請件数及び補助対象について問われ、これに対して、耐震診断補助金では、申請された19件に補助を行い、18件に対して概ね5万円を、1件は共同住宅であったことから16万円を支給し、耐震改修補助金では、申請された11件に補助を行い、1件当たり概ね30万円を支給したとのこと。

さらに、都市整備管理費にかかわり、「かわぐち光のファンタジー2010」を実施した効果について問われ、これに対して、平成21年度及び22年度に川口駅前の商店を対象にアンケート調査を実施したところ、イルミネーションが店の売上等に大きくつながっている、または、効果があったとの回答が、21年度と比較して増加したことから、実施した効果があったと考えているとのことでありました。

このほか、道路橋りょう維持費にかかわり、東日本大震災による被害状況について、建築審査費にかかわり、民間建築物アスベスト対策補助事業の実施状況について、都市計画街路整備事業費にかかわり、街路整備事業の進捗率について等、質疑応答の後、土木費に対する質疑を終了いたしました。

続いて、第8款「土木費」に係る歳入を議題といたしましたところ、住宅使用料にかかわり、現年度分及び過年度分の内訳について、生活保護受給者に対する代理納付の開始時期について等、質疑応答の後、土木費に係る歳

入に対する質疑を終了いたしました。

次に、「川口都市計画土地区画整理事業特別会計決算」を議題といたしましたところ、まず、国庫支出金の推移について問われ、これに対して、平成20年度が約18億4,700万円、21年度が約18億5,200万円、22年度が約20億9,900万円と増加傾向にあるとのこと。

このほか、繰入金にかかわり、調定額が予算額を下回った理由について等、質疑応答の後、討論へと移行し、退職者が多い職場となっているが、地権者は土地区画整理事業の早期完成を望んでいることから、事業進捗に影響がないよう、職員間における円滑な業務の引継ぎや、職員体制の充実を図っていただきたい。さらに、促進用地については、市民の要望に応えた活用をするよう要望し賛成するとの意見。

また、事業進捗の遅れから、対象地区の家屋は老朽化し、狭隘な道路には消防自動車も入れない状況が続いており、これまで我慢してきた住民も、東日本大震災以降、不安を感じている。さらに、住民の高齢化が進み、事業の推進に応じる体力が残されているかも分からない状況となっている。土地区画整理事業は、市民に安全で安心なまちを提供するための最優先事業であることから、積極的な用地購入の実施や、現状に合った計画変更も率先して行い、1日も早く安全・安心な市民生活の確保に努めていただくよう要望し、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、本決算は起立者全員で認定することに決しました。

次に、「下水道事業」及び「水洗便所改造資金貸付事業」の両特別会計決算を一括議題といたしましたところ、まず、下水道事業にかかわり、荒川左岸南部流域及び中川流域の下水道処理人口普及率について問われ、これに対して、荒川左岸南部流域については90.4パーセントで、平成21年度と比較し0.6パーセントの増、中川流域については60.1パーセントで、1.0パーセントの増となっているとのこと。

また、公債費にかかわり、借換えの対象となった地方債及び借換えの効果について問われ、これに対して、借換えは昭和58年から平成2年に借り入れた12本に対して実施し、約8億8,000万円の効果があったとのことでありました。

このほか、ポンプ場管理費の管理業務委託の内容について、社会保険料の算定方法について、水洗便所改造資金貸付事業にかかわり、資金の貸付方法について等、質疑応答の後、討論へと移行し、下水道のさらなる普及に努め、市民の安全・安心な生活を確保するために、努力していただくよう要望するが、食

料品には消費税を非課税にするという、国会付帯決議があるにもかかわらず、市民生活にかかわる下水道使用料に消費税が転嫁されていることから下水道事業特別会計決算を認定することには反対するとの意見。

また、消費税は、国民から広く公平に徴収するものであり、地方消費税交付金として約40億円もの額が還元されていることから、下水道使用料に消費税を転嫁することについて異論はない。また、下水道の処理人口普及率が前年度より0.6パーセント向上していることから、健全な進捗がなされているものと評価し賛成するものである。今後も、処理人口普及率100パーセントを目指し、引き続き努力していただくよう要望する。また、水洗便所改造資金貸付事業については、約1万世帯で未だに水洗化がされていないことから、本制度の周知徹底を図り、早期に改修を進めるよう要望し賛成するとの意見。

さらに、現在、多くの地方自治体が財政難に陥っており、下水道事業の運営においても厳しい状況となっている。そのような中で、事業を推進していることは評価する。さらに、下水道使用料に消費税を転嫁することについては、いづれ地方自治体に還元され、市民福祉の向上につながるものであり賛成する。なお、下水道使用料の不納欠損については、負担の公平化という観点からも、しっかりとチェックを行い、収納未済や不納欠損が生じないように、行政の責務を果たしていただくよう要望する。また、水洗便所改造資金貸付事業については、市街化調整区域等の下水道が布設されていない地域での進捗が遅れていると推察するが、今後も水洗化に積極的に取り組むよう要望し賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、個別採決の結果、「下水道事業特別会計決算」については、起立者多数で、「水洗便所改造資金貸付事業特別会計決算」については、起立者全員でそれぞれ認定することに決しました。

最後に、歳入の部、第1款「市税」ないし第11款「交通安全対策特別交付金」まで、並びに第16款「財産収入」ないし第20款「諸収入」までを議題といたしましたところ、まず、第1款「市税」にかかわり、市民税増収の理由について問われ、これに対して、県職員の派遣や催告書等の工夫のほか、市を挙げて職員による徴収業務を強化したことによるものであるとのこと。

また、滞納繰越分の前年対比の増減について問われ、これに対して、平成21年度93億2,647万1,618円、平成22年度91億9,223万3,825円であり、約1億3,000万円の減額であるとのこと。

これに関連して、差押えの状況について問われ、これに対して、督促状・催告書等の送付後、連絡をいただけない滞納者に対し、調査を行なった上で差し押さえるものである。督促状は税目・期別ごとに発送しており、相談をいただいた方については、誓約書等を提出いただくことにより、差押えは行なってい

ない。平成22年度の差押え件数は、不動産659件、預金等の債権510件、抵当権設定2件の合計1,171件であり、現住建造物に対しては公売等はないとのことでありました。

このほか、第10款「地方交付税」にかかわり、算定の基準について、第16款「財産収入」にかかわり、土地売却収入の内容について等、質疑応答の後、委員会は一般会計全体の討論へと移行し、まず、第2款「総務費」の同和対策費は市内に対象地域がないこと、また、市自衛隊父兄会補助金、歳入にかかわる自衛官募集事務委託金、国民保護事業については憲法の理念を侵すものであること、さらに、投票人名簿システム構築委託金及び選挙費のシステム開発保守委託料は、国民投票に関する法の詳細も定まらず、その内容も国民主権が尊重されていないものであり、反対する。

第3款「民生費」は、保育所の待機児童の解消や、保育所整備・管理運営についても、公的責任を果たすこと。同時に、障害者や高齢者の福祉について、市の独自事業の拡充を要望する。さらに、こども医療費、障害者医療費、ひとり親家庭の医療費等の助成を拡充すると同時に、国や県に対しても要望されたい。

第4款「衛生費」は、ふれあい収集の周知に努めること、また、ごみ収集や両センターの安全管理、最終処分の問題についても、市として今後の検討を求める。

第5款「労働費」は、県生産性本部の助成金は、労働者福祉の向上につながらないと判断し、反対する。

第6款「農業費」、第7款「商工費」について、中小企業振興と雇用の確保・安定につながる更なる施策の充実を求める。

第8款「土木費」の都市計画街路整備事業費は、事業の予算規模が膨大であり、多額の費用を要すること、加えて今日の経済情勢に照らし、住民生活を最優先し、事業の見直しをすべきと考え、反対する。

第9款「消防費」は、市民の財産と命を守るため、職員の充足や施設・基盤整備を行われたい。

第10款「教育費」の全国学力テストの実施は、学校、児童生徒の過度の競争を招くことは実証済みであり、また今回の実施には無理があったと判断し、反対する。

なお、主な不用額が、職員給与をはじめとした人件費に関するもの、契約差金であるとのことだが、住民福祉の後退にならないよう要望し、本決算の認定に反対するとの意見。

また、本決算は、新たに始まった第3次行政改革大綱の初年度にあたって、行政評価の3つの目的である「効率的で質の高い行政の実現」、「成果重視の行

政の推進」、「市民に対する説明責任の履行」を念頭に置いた予算編成をもとに、しっかりと適正に予算を執行されたと評価し、賛成する。

なお、次年度は、鳩ヶ谷市との合併後、はじめての予算編成となるが、さらなる行政改革の推進、そして市民サービスの低下を招くことのないよう要望するとの意見。

さらに、本決算に対して、適正に執行されていると判断して、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、「平成22年度川口市一般会計決算」は、起立者多数で認定することに決しました。

以上で報告を終わります。